

令和8年度 南部広域市町村圏事務組合

「会計年度任用職員」の募集について

南部広域市町村圏事務組合では、「会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員）」として、本組合の部署で勤務していただける方を募集します。

会計年度任用職員は、一般職の地方公務員として地方公務員法が適用され、人事評価、懲戒処分、分限処分、その他の地方公務員法に定める服務規程（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）が適用となります。

□募集職種・勤務条件等について

(1) 総務振興課【社会福祉係】

- ①職 種：一般事務
- ②職務内容：社会福祉法人の設立認可、指導監査業務、その他事務局長が必要と認める事務
- ③採用予定：1人
- ④資 格 等：指導監査業務の経験がある者、又は行政に従事した経験があり、社会福祉法人に対し、指導監査しうる資質を有している者
- ⑤任用期間：令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
- ⑥勤務場所：沖縄県市町村自治会館6階（那覇市旭町116番地37）
- ⑦勤務条件：勤 務 日：月曜日～金曜日
勤務時間：1日6時間（9:00～16:00）／週30時間
報 酬 等：月額213,060円～（期末勤勉手当・通勤費用に相当する額の別途支給あり）
休 暇：有給（年次有給休暇ほか）／無給（育児休業ほか）
そ の 他：社会保険、雇用保険の適用あり

□募集期間

令和8年3月30日（月）～ ※採用者が決定次第募集を終了します。

□申し込みから採用までの流れ

- (1) 所定の採用申込書に必要事項を記入し、電話等で事前調整の上、希望する部署へ持参又は郵送にて提出してください。
- (2) 各部署において書類審査（一次）及び個人面接（二次）を行います。
※職務内容や勤務条件等の確認（業務によっては調整可）
- (3) 申し込みをした部署から採用か不採用か通知します。
- (4) 採用後の身分は、パートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。

- (5) 地方公務員法の規定に基づき、採用後1か月は条件採用とし、勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

(注意事項)

- ▶ 履歴書や面接などで偽りがあった場合は、採用を取り消すことがあります。

□問い合わせ

南部広域市町村圏事務組合（総務振興課 社会福祉係）

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37（沖縄県市町村自治会館6階）

TEL：098-963-8213／FAX：098-860-6020

南部広域市町村圏事務組合